第1章 総則第1条 約款の適用第2条 約款の変更 第3条 用語の定義 第4条 外国における取扱いの制限

第2章 コムシス光電話サービスの種類 等第5条 コムシス光電話サービスの提供第6条 コムシス光電話サービスの種類等第7 条 提供区域

第3章 コムシス光電話契約第8 条 契約の単位 第9条 コムシス光電話契約申込の方法 第10条 コムシス光電話契約申込の承 諾第11条 契約者回線番号第12条 プ ランの変更 第13条 契約者の氏名等の変更の届出第14 条 利用権の譲渡 第15条 コムシス光電話サービスの利用の一時中断第16 条 契約者が行うコムシス光電話契約の解除

第17条 当社が行うコムシス光電話契約の解除

第 4 章 機器の貸 与第 18 条 機器の貸与 第 19 条 機器の返還

第5章 付加サービス第20 条 付加サービスの提供 第21条 付加サービスの利用の一時中断

第6章 利用中止等第22条 利用中止第23条 利用停止

第7章 通信第24 条 通信の切断 第25条 通信利用の制限等 第26条 通信時間の制限第27 条 通信時間の測定等第28条 国際通信の取扱い地域第29条 契約者回線番号等通知 第8章 料金等

第1節 料金及び工事費第30

条 料金及び工事費

第2節 料金等の支払義務

第31条 基本料金の支払義務

第32条 通信料金の支払義務

第33条 手続き等に関する料金の支払義

務第34条 工事費の支払義務第3節 料金

の計算等第35条 料金の計算等

第 4 節 割増金及び延滞利

息第36条 割増金第37条 延滞

利息

第9章 保守

第38条 当社の維持責任第39

条 契約者等の切分責任

第40条 修理又は復旧

第10章 損害賠償第41

条 責任の制限

第 42 条 免責

第11章 雑則第43

条 承諾の限界

第44条 利用に係る契約者の義務第45

条 利用上の制限

第46条 契約者の氏名の通知

等第 47 条 責任者登録第 48 条

電話帳第49条 番号案内 第

50条 番号情報の提供第51条

約款の掲示第52条 合意管轄

第53条 準拠法

第54条 その他

料金表通則

第1表 料金第2表

工事費

#### 第1章 総則

#### (約款の適用)

- 第 1 条 日本コムシス株式会社(以下、「当社」といいます。)は、このコムシス光電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりコムシス光電話サービス(当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。) を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。
  - 2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社又は NTT 東西の事由等により、コムシス光 電話サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

## (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 コムシス光電話サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭 和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更又はコムシス光電話サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

#### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第 5 末 この削減にあいては、久の用品はてれてれたの意味で使用しよう。				
用語	内容			
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備			
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること			
3 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの			
4 国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局 (海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局 をいいます。以下同じとします。)及び当社が別に定める電気通信 事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携 帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で 行われるもの			
5 通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信			
6 音声利用 I P通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信(電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)に規定する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)を相互に用いて行うものとします。)の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)			

7 音声利用 IP 通信網 サービス	音声利用 IP 通信網を使用して行う電気通信サービス
8 NTT 東西	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
9 コムシス光サービス	NTT 東西の IP 通信網サービスのサービス卸 (総務省が定める「NTT 東西
	の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業 法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下 同じとします。)を受けた株式会社つうけんアドバンスシステムズ (以下、「TAS」といいます。)からサービスの再卸を受けて、当社が 提供する電気通信サービス
10 コムシス光契約	当社からコムシス光サービスの提供を受けるための契約
11 コムシス光契約者	当社とコムシス光契約を締結している者
12 IP 通信網サービス 取扱所交換設備	NTT 東西の事業所に設置される IP 通信網サービスに係る交換設備
13 コムシス光回線	コムシス光契約に基づいて IP 通信網サービス取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
14 コムシス光電話サ ービス	NTT 東西の音声利用 IP 通信網サービスのサービス卸(総務省が定める「NTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。)を受けた株式会社つうけんアドバンスシステムズ(以下、「TAS」といいます。)からサービスの再卸を受けて、当社がコムシス光回線を利用して提供する電気通信サービス
15 コムシス光電話契 約	当社からコムシス光電話サービスの提供を受けるための契約
16 契約者	当社とコムシス光電話契約を締結している者
17 利用回線	コムシス光契約者がコムシス光回線を利用してコムシス光電話契約 に基づいて当社からコムシス光電話サービスの提供を受けるための 電気通信回線
18 利用回線等	(1) 利用回線 (2) NTT 東西の音声利用 IP 通信網サービスで通信することが 可能な電気通信サービスの契約者回線等
19 収容音声利用 IP 通 信網 サービス取扱所	NTT 東西によりその利用回線の収容される音声利用 IP 通信網サービス取扱所交換設備が設置されている NTT 東西の事業所

(外国における取扱いの制限)

- 第4条 コムシス光電話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者 が定める契約約款等により制限されることがあります。
- 第2章 コムシス光電話サービスの提供等
- (コムシス光電話サービスの提供)
- 第5条 コムシス光電話サービスは、NTT 東西から音声利用 IP 通信網サービスのサービス卸を受けた株式会社つうけんアドバンスシステムズからサービスの再卸を受けて、当社がコムシス光回線を利用して提供する電気通信サービスです。
  - 2 コムシス光電話サービスの提供条件の変更内容が、電気通信事業法施行規則(昭 和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。第 22 条の 2 の 2 第 5 項 第 3 号に該当する事項の変更又はコムシス光電話サービスの一部若しくは全部の廃止となるときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。ただし、コムシス光電話サービスは、NTT 東西の事由等によりサービスの内容が予告なく変更されることがあります。
  - (コムシス光電話サービスの種類等)
- 第6条 コムシス光電話サービスには、料金表第1表第1(基本料金)に規定するプランがあります。

(提供区域)

- 第7条 提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。
  - (1) 東日本エリア

#### 都道府県の区域

北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県

(2) 西日本エリア

#### 都道府県の区域

長野県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### 第3章 コムシス光電話契約

(契約の単位)

- 第8条 当社は、1の利用回線ごとに1のコムシス光電話契約を締結します。この場合、契約者は、1のコムシス光電話契約につき1人に限ります。
  - (コムシス光電話契約申込の方法)
- 第9条 コムシス光電話契約の申込みは、コムシス光契約者が行うことができます。
  - 2 コムシス光電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。この場合において、コムシス光電話契約の申込みをする者は料金表第1-1(基本料金)に規定するプランのうち、1つを選択していただきます。ただし、利用回線等を設置する場所又はNTT東西の電気通信設備の態様等により、選択できないプランがある場合があります。
  - (コムシス光電話契約申込の承諾)

- 第 10 条 当社は、コムシス光電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
  - 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのコムシス光電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) コムシス光電話契約の申込みをした者が、その利用回線に係るコムシス光契約を締結しているものと同一のものとならないとき。
    - (2) コムシス光電話契約の申込みをした者がコムシス光電話サービスの料金その他の 債務
      - (この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
    - (3) コムシス光電話契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該約款に規定するものをいいます。)の支払いを現に怠っているとき。
    - (4) 第44条(利用に係る契約者等の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
    - (5) コムシス光電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
    - (6) NTT 東西がそのコムシス光電話契約の申込みを承諾しないとき。
    - (7) 当社の業務の遂行上支障があるとき。
    - (8) その他当社が不適当と判断したとき。

#### (契約者回線番号)

- 第11条 契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。
  - 2 当社は、利用回線の移転等により契約者回線番号を変更することがあります。
  - 3 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

#### (プランの変更)

- 第 12 条 契約者は、当社が別に定めるところによりコムシス光電話サービスのプランの変更 の請求をすることができます。
  - 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(コムシス光電話契約申込の方法)及び 第10条(コムシス光電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。(契約者の氏 名等の変更の届出)
- 第 13 条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、第 11 条(契約者回線番号)、第 17 条(当社が行うコムシス光電話契約の解除)、第 22 条(利用中止)及び第 23 条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知を発したことをもってその通知を行ったものとみなします。2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

#### (利用権の譲渡)

第 14 条 コムシス光電話契約に係る利用権(契約者がコムシス光電話契約に基づいて音声利用 IP 通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)譲渡は、 当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。 2 コムシス光電話契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(コムシス光電話サービスの利用の一時中断)

第 15 条 当社は、契約者から請求があったときは、コムシス光電話サービスの利用一時中断 (その契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることを いいます。以下同じとします。)を行います。

(契約者が行うコムシス光電話契約の解除)

第 16 条 契約者は、コムシス光電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ 当社に対し当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

(当社が行うコムシス光電話契約の解除)

- 第 17 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、そのコムシス光電話契約を解除 することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下同じとします。)。
  - (2) コムシス光電話サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (3) 第 14 条 (利用権の譲渡) の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
  - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のコムシス光電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (5) 第44条(利用に係る契約者等の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (6) 前 7 号のほか、この約款の規定に反する行為であってコムシス光電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - 2 当社は、第23条(利用停止)第1項の規定によりコムシス光電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのコムシス光電話契約を解除することがあります。
  - 3 当社は、前2項の規定により、そのコムシス光電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
  - 4 当社は、前項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないときは、そのコムシス光電話契約を解除します。
  - 5 当社は、前4項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのコムシス光電話契約に係るコムシス光電話サービスが利用されないものと認めたときは、死亡の事実を確認した日をもってそのコムシス光電話契約を解除するものとします。

#### 第4章

機器の貸与

(機器の貸与)

第 18 条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第 1 表第 1 (基本料金) に定める ところにより機器を貸与します。ただし、その機器の貸与が技術的に困難なとき又は保 守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その機器を貸与できないことがあります。

#### (機器の返還)

- 第 19 条 当社の機器の貸与を受けている契約者は、機器の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その機器を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。
  - (1) そのコムシス光電話契約の解除があったとき (当社が別に定める場合を除きます。)。
  - (2) その他コムシス光電話契約の内容の変更に伴い、そのコムシス光電話契約に係る機器を利用しなくなったとき。

#### 第5章

付加サービス

(付加サービスの提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより付加サービスを提供します。ただし、その付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加サービスを提供できないことがあります。

(付加サービスの利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加サービスの利用の一時中断(その付加サービスに係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### 第6章

利用中止等

(利用中止)

第 22 条 当社は、次の場合には、コムシス光電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は NTT 東西の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 25 条 (通信利用の制限等) の規定により、コムシス光電話サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりコムシス光電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ そのことを契約者に当社が指定するホームページにおいてお知らせします。ただし、緊急 やむを得ない場合又は NTT 東西からの請求によるものである場合は、この限りでありま せん。

(利用停止)

- 第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (コムシス光電話サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを 要することとなったコムシス光電話サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の 料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、 その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのコムシス光電話サービスの利用を停 止することがあります。
  - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) コムシス光電話サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
  - (3) 第 13 条 (契約者の氏名等の変更の届出) の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
  - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のコムシス光電話サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (5) 第 44 条 (利用に係る契約者の義務) 又は第 45 条 (利用上の制限) の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (6) 前 5 号のほか、この約款の規定に反する行為であってコムシス光電話サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - 2 当社は、前項第1号から第5号の規定によりコムシス光電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

通信

(通信の切断)

第 24 条 通信は、NTT 東西が気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)第 15 条第 2 項の規定による警報事項を通知するにあたり必要がある場合に切断されることがあります。

#### 第7章

(通信利用の制限等)

- 第25条 コムシス光電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、NTT東西の定めるところによります。
  - 2 コムシス光電話サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、コムシス光サービスの一部が利用できない場合があります。

(通信時間等の制限)

第26条前2条の規定による場合のほか、通信が著しくふくそうするときは、NTT東西が通信時間又は特定の地域の利用回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間の測定等)

第27条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

(国際通信の取扱い地域)

第 28 条 国際通信の取扱い地域は、料金表第 1 表第 2 (通信料金) に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

- 第 29 条 利用回線から利用回線等への通信については、その利用回線に係る契約者の契約 者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信については、こ の限りでありません。
  - (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
  - (2) 契約者回線番号非通知(契約者の請求により、利用回線等から行う通信について、 その契約者回線番号を着信先の利用回線等へ通知しないことをいいます。)の扱いを 受けている利用回線から行う通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きま す。)
  - (3) その他当社が別に定める通信
  - 2 第1項の規定により、その利用回線の契約者回線番号を着信先の利用回線等へ通知 しない扱いとした通信については、着信先の利用回線等が当社が別に定める付加サービ スを利用している場合はその通信が制限されます。
  - 3 当社は、前2項にかかわらず、利用回線から、電気通信番号規則第11条に規定する 緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者 回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知す ることがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信につ いては、この限りでありません。
  - 4 当社は、前 3 項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当す

る場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

(注2)本条第2項に規定する当社が別に定める付加サービスは、発信電話番号通知要請機能とします。

(注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

#### 第8章 料金等

#### 第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

- 第30条 当社が提供するコムシス光電話サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続き 等に関する料金に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
  - 2 当社が提供するコムシス光電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第
  - 2表(工事費)に定めるところによります。
  - (注)本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供するコムシス光電話サービスの態様に応じて、基本使用料、機器使用料、付加サービス利用料及びユニバーサルサービス料に関する料金を合算したものとします。

#### 第2節 料金等の支払義務

## (基本料金の支払義務)

- 第31条 契約者は、コムシス光電話サービスの提供開始日(付加サービスについてはその提供を開始した日、機器の貸与については機器の貸与を開始した日)から起算してコムシス光電話契約の解除があった日の前日(付加サービスについてはその廃止があった日、機器の貸与については機器の貸与の廃止があった日)までの期間(提供開始日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本料金)に規定する料金(以下「基本料金」といいます。)の支払いを要します。ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。2 前項の期間において、利用停止等によりコムシス光電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
  - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
  - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
  - (2) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、コムシス光電話サービスを 利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

### 区別

# 、 日 さ え

### 支払いを要しない料金

1 契約者の責めによらない理由により、そのコムシス光電話サービスを全く利用できない状態(コムシス光電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。

そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコムシス光電話サービスについての料金

2 利用回線の移転等に伴って、コムシス光電話サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。

(契約者の都合により、コムシス光電話サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)

利用できなくなった日から起算し、再び 利用できる状態とした日の前日までの日 数に対応するそのコムシス光電話サービ スについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金 を返還します。

#### (通信料金の支払義務)

- 第32条 契約者は、利用回線から利用回線等へ行った通信(その利用回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2 (通信料金)の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
  - 2 相互接続通信 (NTT 東西と相互接続協定を締結した事業者 (以下「協定事業者」といいます。)の電気通信サービスに係る契約者回線等との通信をいいます。)の料金の支払義務については、前 2 項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、当社が別に定めるところによります。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、付加サービスを利用して行った通信の通信料金について、 料金表第 1 表第 1 (基本料金) 又は同表第 2 (通信料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - 4 契約者は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### (手続き等に関する料金の支払義務)

- 第33条 契約者は、コムシス光電話サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続き等に関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、そのコムシス光電話サービスに係る工事の着手前にコムシス光電話契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
  - 2 契約者は、NTT 東西の発行する電話帳について重複掲載をしたときは、料金表第 1 表第
  - 3 (手続き等に関する料金) に規定する重複掲載料の支払いを要します。
  - 3 契約者は、契約者回線から番号案内を利用したときは、料金表第1表第3(手続き 等に関する料金)に規定する番号案内料の支払いを要します。

#### (工事費の支払義務)

第34条 契約者は、コムシス光電話サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求を し、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要 します。ただし、工事の着手前にコムシス光電話契約の解除又はその工事の請求の取消 し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありませ

- ん。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 契約者は、NTT 東西の契約約款に規定する音声利用 IP 通信網サービスの転用により、新たに当社とコムシス光電話契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(NTT 東西が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この契約約款において「工事費残債」といいます。)があるときは、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により一括して請求します。
- 4 前項の適用を受ける契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、工事費残債 について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) そのコムシス光電話契約の解除があったとき (当社が別に定めるときを除きます。)。
- (2) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が工事費残債の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。
- ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- ② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
- ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

#### 第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

- 第35条 料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱い に関しては、料金表通則に定めるところによります。
- 第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第36条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、 その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相 当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料 金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきま す。

(延滞利息)

第 37 条 契約者は、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第9章

保守

(当社の維持責任)

第38条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省 令第30号)に適合するよう維持します。

#### (契約者等の切分責任)

- 第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線に接続されている場合であって、利用回線その他当社又はNTT東西の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
  - 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
  - 3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (修理又は復旧)

- 第 40 条 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
  - 2 前項の規定によるほか、NTT 東西が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、 NTT 東西がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、NTT 東西の定めるところによります。
  - 3 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した 利用回線について、暫定的に収容音声利用 IP 通信網 サービス取扱所又はその経路が変 更されることがあります。

#### 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第41条 当社は、コムシス光電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのコムシス光電話サービスが全く利用できない状態(コムシス光電話契約に係る電気通信設備による全ての通信に支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
  - 2 前項の場合において、当社は、コムシス光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコムシス光電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。
  - (1) 料金表第1表に規定する基本料金

#### 第10章

- (2) 料金表第1表に規定する通信料金(コムシス光電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握す
- ることが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
  - 3 当社の故意又は重大な過失によりコムシス光電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
  - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加サービスに係る損害賠償の取扱いに関し料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - (注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、コムシス光電話サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。
  - (注2)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

#### (免責)

第42条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、 その改造等に要する費用については負担しません。

#### 雑則

#### (承諾の限界)

第43条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが 技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債 務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社、NTT 東西の業務の遂行上支障 があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請 求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定 めるところによります。

#### (利用に係る契約者の義務)

- 第44条 契約者は、次のことを守っていただきます。
  - (1) 故意に利用回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 IP 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
  - 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第 18 条 (機器の貸与)の規定により当社が貸与した機器を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

#### (利用上の制限)

第45条 当社は、契約者が、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信を外国から 発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいい

#### 第11章

ます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させることを禁じます。

214 124 275 44 24 24 11 1 24 1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2				
方式	概要			
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者が コールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答すること で提供がなされるコールバックサービスの方式			
アンサーサプレ ッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式			

#### (契約者の氏名の通知等)

- 第46条 契約者は、NTT 東西又は協定事業者から請求があったときは、当社がその契約者の 氏名、住所及び契約者回線番号等を、そのNTT 東西又は協定事業者に通知する場合があ ることについて、同意していただきます。
  - 2 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりコムシス 光
  - サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

#### (責任者登録)

第47条 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録(以下「責任者登録」といいます。)を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者(以下「登録責任者」といいます。)の情報は、登録責任

者の氏名及び設置場所住所とします。

- 2 契約者は、当社がコムシス光電話サービスに係る案内等を、当社が定める方法により、登録責任者へ通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、契約者からの申出により 責任者登録又は登録責任者の変更が行われることについてあらかじめ登録責任者となる 者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を 得ていないことに起因する損害について、一切の責任を負いません。
- 4 契約者は、登録責任者の変更があった場合は、そのことを速やかに当社に申し出ていただきます。
- 5 当社は、契約者から登録責任者の変更の申出があったときは、その申出を責任者登録の申出とみなして、第1項から第3項の規定を適用します。

#### (電話帳)

- 第48条 当社は、契約者から請求があった場合、NTT東西の発行する電話帳を配布します。
  - 2 契約者は、前項の電話帳に契約者の氏名等を掲載することを請求することができます。

#### (番号案内)

第49条 当社は、当社が付与した契約者回線番号又は契約者回線番号以外の番号の案内(以下「番号案内」といいます。)を行います。ただし、NTT東西の発行する電話帳に掲載がないもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、番号案内は行いません。

#### (番号情報の提供)

- 第50条 契約者は、当社が、当社の番号情報(電話帳掲載又は番号案内に必要な情報をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために NTT 東西が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。)に登録することについて、同意していただきます。
  - 2 前項の規定により登録した番号情報は、NTT 東西及び電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供されます。

#### (約款の掲示)

第 51 条 当社は、この約款(変更があった場合は変更後の約款)を当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

#### (合意管轄)

第52条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在 地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (準拠法)

第53条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### (その他)

第54条 コムシス光電話契約の解除があった場合の料金の支払いその他の契約者の義務については、なお従前のとおりとします。

#### 料金表

(料金表目次) 通則

## 第1表 料金 第

1 基本料金

- 第1-1 基本使用料
  - 1 適用及び料金額 第1-
- 2 機器使用料
  - 1 適用及び料金額 第1-
- 3 付加サービス利用料
  - 1 適用及び料金額
- 第1-4 ユニバーサルサービス料
  - 1 適用
  - 2 料金額 第1-5 電話リレーサービス料
  - 1 適用
  - 2 料金額第2通信料金 第2-1 通信

#### 料金

- 1 適用
- 2 料金額
- 第2-2 国際通信の取扱い地域及び国際通信料金
  - 1 適用及び料金額
- 第3 手続き等に関する料金
- 第3-1 手続きに関する料金
  - 1 適用
  - 2 料金額 第3-2 重複掲載料
  - 1 適用
  - 2 料金額 第3-3 番号案内料
  - 1 適用
  - 2 料金額第2表 工事費 第1 工事費
  - 1 適用及び料金額

#### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、この料金表において、税抜額と消費税相当額を含んだ額(以下「税込額」といいます。)を表示しています。
- 2 当社は、契約者がコムシス光電話契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信料金は暦月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、歴月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金(以下この項において

「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日が提供開始日であったとき。
- (2) 暦月の初日が提供開始日であって、その日にコムシス光電話契約の解除があったとき。
- (3) 暦月の初日以外の日に機器の貸与の開始があったとき。
- (4) 暦月の初日に機器の貸与を開始し、その日にその機器の貸与の廃止があったとき。

- (5) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は機器の貸与の廃止があったとき。
- (6) 暦月の初日以外の日に基本使用料の料金種別の変更等により月額料金の額が増加又 は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (7) 第31条(基本料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第31条第2項 第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

#### (端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、 その端数を切り捨てます。

## (料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。 この場合において、契約者は、その料金その他の債務について、当社が指定する金融機 関等において支払っていただきます。
- 7 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。 (料金の一括後払い)
- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (消費税相当額の加算)

9 第 31 条 (基本料金の支払義務) から第 34 条 (工事費の支払義務) までの規定により、 この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税込額と して消費

税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信料金についてはこの限りではありません。

#### (料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金その他の債務を減免することがあります。

#### 第1表 料金

#### 第1 基本料金

#### 第1-1 基本使用料

1 適用及び料金額

#### 【コムシス光電話S/コムシス光電話S(オプ得)】

プラン	基本使用料	基本使用料に含 まれる通信料金 *1	基本使用料に含まれる付加サービ ス
コムシス光電話S	400 円(税込 440 円)	_	_

コムシス光電話S	1,300 円 (税	420 円(税込	· 発信者電話番号表示
(オプ得)	込 1, 430 円)	462 円) 分の通	・発信者電話番号通知リクエスト
		話	・通話中着信
		<最大3時間相	• 転送電話
		当>	・迷惑電話お断り
		※1ヶ月繰越	・着信お知らせメール
		*2*3	

- ※「コムシス光電話(オプ得)」から「コムシス光電話S」へ変更をする際は、無料通話定額 料の日割計算はありません。変更月の月末利用通話分まで無料通話・割引の対象です。こ の場合、基本使用料は日割計算の対象となります。
- ※「コムシス光電話S」から「コムシス光電話(オプ得)」への変更の際は、無料通話定額料は翌月からの適用となります。この場合、基本使用料は日割計算の対象となります。
  - \*1:加入電話、INS ネット、ひかり電話及び法人向けひかり電話への通話が対象です。(災害募金番組、携帯電話への通話やデータ接続通信などは対象外)。基本使用料に含まれる通信料金は、音声通話3分7.7円(税込)、利用帯域2.6Mbps までのテレビ電話3分14.41円(税込)、利用帯域2.6Mbps を超えるテレビ電話3分96.25円(税込)で計算し、ご利用開始月の翌月から適用となります。
  - \*2:翌月に使い切らなかった場合、無効となります。プランの変更及びひかり電話の解約 時は、繰り越した通信料金分は無効となります。
  - \*3:NTT 東西のひかり電話A(エース)から転用された場合、転用前の無料通話については、転用時に無くなり繰越いたしません。【コムシス光電話オフィスS/コムシス光電話オフィスプロ】

プラン	基本チャンネル数	基本使用料	グループ 間通話	基本使用料に含まれる付 加サービス
コムシス光電話 オフィスS	基本 1 番号 3ch ※最大 32 番号 8ch まで	1, 100 円(税 込 1, 210 円)	_	
コムシス光電話 オフィスプロ	基本 1 番号 1ch ※最大 7000 番号 32ch まで	980 円(税込 1,078 円)	同一契約 者グルー プ間の通 話:無料	<ul><li>・発信者電話番号表示</li><li>・発信者電話番号通知リクエスト</li><li>・転送電話</li><li>・迷惑電話お断り</li></ul>

## 第1-2 機器使用料

## 1 適用及び料金額

## 【コムシス光電話S/コムシス光電話S(オプ得)】

《ホームゲートウェイ利用料》

回線種別	ご利用形態	月額料金
【東日本エリア】	1G 対応無線 LAN ルータ	300 円 (税 込 330円)
コムシス光 ファミリー/コムシス光 マ ンション 1G	無線 LAN カードを追加する場合 (2 枚目以降 1 枚ごと)	100 円 (税 込 110円)
【東日本エリア】 コムシス光 ファミリー100M, 200M	無線 LAN カードを利用しない場 合	無料
【西日本エリア】 コムシス光 ファミリー/コムシス光 マンション	無線 LAN カードを利用する場合	100 円 (税 込 110円)
	無線 LAN カードを追加する場合 (2 枚目以降 1 枚ごと)	100 円 (税 込 110円)
<b>『</b> キロナテリマ <b>》</b>	無線 LAN カードを利用しない場 合	無料
【東日本エリア】 コムシス光 マンション 100M, 200M	無線 LAN カードを利用する場合	100 円 (税 込 110円)

# 【コムシス光電話オフィス S / コムシス光電話オフィスプロ】 《アダプタ利用料》

区分	月額料金
ひかり電話オフィスタイプ対応機器(4 チャネル用)	1, 100 円(税込 1, 210 円)
ひかり電話オフィスタイプ対応機器(8 チャネル用)	1,500 円(税込 1,650 円
ひかり電話オフィスタイプ対応機器 (23 チャネル用: オフィスプロのみ)	5, 400 円(税込 5, 940 円)

第1-3 付加サービス利用料

1 適用及び料金額

【コムシス光電話S/コムシス光電話S(オプ得)】

				月額料金		コムシス光電話
	付加サービス名		東日本エリ ア	西日本エリア	単位	S (オプ得) の 基本使用料に含 まれる付加サー ビス
グル	レープ通記	定額 *1	360 円	(税込 396 円)	1 チャネルごと	
発信	者電話番	号表示	360 円	(税込 396 円)	1利用回線ごと	0
発信	含電話番	号通知リクエス	180 円	(税込 198 円)	1 利用回線ごと	0
通訊	5中着信		270 円	(税込 297 円)	1利用回線ごと	0
転送	生電話		450 円	(税込 495 円)	1番号ごと	0
迷恩	複電話お断	fIJ	180 円	(税込 198 円)	1 利用回線 又は1番号ごと	0
着信	まお知らせ	メール	90 円	(税込 99 円)	1番号ごと	0
FAX	お知らせ	メール	90 円	(税込 99 円)	1番号ごと	_
複数	女チャネル	,	180 円	(税込 198 円)	1 チャネルごと	_
追加	口番号機能		90 円	(税込 99 円)	1追加番号ごと	_
	基本機能	t t	900円	(税込 990 円)	1 着信課金番号ごと	_
		発信地域振分機 能	315 円	(税込 346 円)	1 利用番号ごと	_
<u>+</u>		複数回線管理機 能	900円	(税込 990 円)	1 着信課金番号ごと	_
着		話中時迂回機能	720 円	(税込 792 円)	1 迂回グループごと	_
課金	オプシ ョン機	着信振分接続機 能	630 円	(税込 693 円)	1 振分グループごと	_
機	能	受付先変更機能	900円	(税込 990 円)	1 受付変更元ごと	_
能		時間外案内機能	585 円	(税込 643 円)	1番号ごと	_
		カスタマーコント ロール機能		無料	1 着信課金番号ごと	_
		特定番号通知機 能	90 円	(税込 99 円)	1番号ごと	_

#ダイヤル	東日本利用型 13,500円(税 込14,850円)	西日本利用型 13,500 円 (税 込 14,850円)	#ダイヤル番号ごと	_
	ブロック内利 用型 9,000円(税込 9,900円)	用型		

\*1:コムシス光電話S(オプ得)ではご利用いただけません。

## 【コムシス光電話オフィスS】

【コムノベル电話グライス3】					
			月額料金		
	付加	サービス名	東日本エリア	西日本エリア	単位
グル	ノープ通話!	定額	360 円(移	拉 396 円)	1 チャネルごと
発信	者電話番	号表示	1,080円(	脱込 1, 188 円	1 利用回線ごと
発信	者電話番	号通知リクエスト	540 円(移	拉 594 円)	1 利用回線ごと
転送	電話		450円(税込 495円)		1番号ごと
冰斗	きまれば	r.i	100 П. (#823-100 П.)		1番号ごと
还是	電話お断	9	180 円(税込 198 円)		又は1契約ごと
着信	お知らせ	メール	90円(税込99円)		1番号ごと
FAX	お知らせる	メール	90円 (税込 99円)		1番号ごと
複数	複数チャネル		360 円 (税込 396 円)		1 チャネルごと
追加	追加番号機能		90円 (税込 99円)		1 追加番号ごと
着	基本機能	}	900円(税込 990円)		1 着信課金番号ごと
信		発信地域振分機能	315 円(移	込 346 円)	1 利用回線ごと

課		複数回線管理機能	900 円(税	込 990 円)	1 着信課金番号ごと
金	オプシ	話中時迂回機能	720 円(税	込 792 円)	1 迂回グループごと
機能		着信振分接続機能	630 円(税	込 693 円)	1 振分グループごと
1,50	ョン機 能	受付先変更機能	900 円(税	込 990 円)	1 受付変更元ごと
		時間外案内機能	585 円(税	込 643 円)	1番号ごと
		カスタマーコント ロール機能	無	料	1 着信課金番号ごと
		特定番号通知機能	90 円(税	込 99 円)	1番号ごと
			東日本利用型 13,500 円 (税 込 14,850円)	西日本利用型 13,500 円 (税 込 14,850円)	
#5	<b>ドイヤル</b>		ブロック内利 用型 9,000 円 (税 込 9,900円)	ブロック内利 用型 9,000円(税 込 9,900円)	#ダイヤル番号ごと

# 【コムシス光電話オフィスプロ】

【コムンハル电品のフィハント】				
	月額	[料金		「コムシス
				光電話オフ
				ィスプロ」
付加サービス名	東日本エリ	西日本エリ	単位	の基本使用
	ア	ア		料に含まれ
			る	
				付加サービス
グループ通話定額	_		1 チャネルごと	0
発信者電話番号表示	_		1利用回線ごと	0
発信者電話番号通知リクエスト	_		1利用回線ごと	0
転送電話	_		1番号ごと	0
	_		1番号ごと	
迷惑電話お断り			又は1契約ごと	0
着信お知らせメール	90 円(税	込 99 円)	1番号ごと	_

複数チャネル	900円(税込 990円)	1 チャネルごと	_
追加番号機能	90円(税込99円)	1 追加番号ごと	-

一括転送		2, 700円(稅	込 2, 970 円)	1 利用回線ごと	_	
故障・回復	故障・回復通知機能		2, 700円(税	込 2, 970 円)	1 利用回線ごと	_
グループ	基本利用料 (1 事業所番号含む)		3,150円(税込3,465円)		1利用回線ごと	_
ダイヤリング	追加	口利用料	1,800円(オ	<b>党込 1, 980 円</b>	1 追加事業所番号 ごと	_
	基本	<b>卜機能</b>	900 円(稅	:込 990 円)	1 着信課金番号ごと	_
		発信地域振分機能	315 円(税	込 346 円)	1 利用回線ごと	_
		複数回線管理機能	900 円(税	込 990 円)	1 着信課金番号ごと	_
	オープ	話中時迂回機能	720 円(税	込 792 円)	1 迂回グループごと	_
着信課金	シ	着信振分接続機能	630 円(稅	:込 693 円)	1振分グループごと	_
機能	3	受付先変更機能	900 円(稅	:込 990 円)	1 受付変更元ごと	_
	ン	時間外案内機能	585 円(稅	込 643 円)	1番号ごと	_
	機能	カスタマーコント ロール機能	無料		1着信課金番号ごと	_
		特定番号通知機能	90 円(税	込 99 円)	1番号ごと	_
#ダイヤル	#ダイヤル		東日本利用 型 13,500円 (税込 14,850円) ブロック内 利用型 9,000円 (税込	西日本利用 型 13,500円 (税込 14,850円) ブロック内 利用型 9,000円 (税込	#ダイヤル番号ごと	_
		25 ブロックプラ ン	9, 900 円) 1, 300 円 (税込 1, 485 円	9, 900 円)	最大 500 件	_
		50 ブロックプラン	1,800円 (税込 1,980円)	_	最大 1,000 件	-
		600 ブロックプラ ン	9, 000 円 (税込 9, 900 円)	_	最大 12, 000 件	_

第1-4 ユニバーサルサービス料

料金種別	内容			
ユニバーサルサ ービス料		話サービス又は付加サービスの提供を いて、それぞれ同表の右欄に規定する る料金。		
	区分	電気通信番号		
	コムシス光電話サービス	契約者回線番号		
	追加番号機能	追加番号		
	着信課金機能	着信課金番号		

## 2 料金額

料金種別	単位	月額料金
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がそ の適用期間ごとに総務大臣に許可 を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算 定し、

ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/universalservice/) で公表します。

# 第1-5 電話リレーサービス料

## 1 適用

料金種別	内容			
電話リレーサービス料		話サービス又は付加サービスの提供を いて、それぞれ同表の右欄に規定する る料金。		
	区分電気通信番号			
	コムシス光電話サービス	契約者回線番号		
	追加番号機能	追加番号		
	着信課金機能	着信課金番号		

## 2 料金額

料金種別	単位	月額料金
電話リレーサービス料	1電気通信番号ごとに	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に許可を受けた番号単価と同額

備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/menu\_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html) で公表します。

#### 第2通信料金 第2-

#### 1 通信料金

#### 1 適用

(1) 通信時間の測定

通信時間の測定方法は、次のとおりとします。

ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。

- (ア)回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信 の途中に一時通信ができなかった時間
- (イ)回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、別途当社が定める料金額一覧に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間
- (2) 通信地域間距離の測定通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。
  - ア 当社は、全国の区域を一辺 2 km の正方形に区分し、その区分した区画(以下 「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付しま す。
  - イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、利用回線の終端が 設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画又 はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所 が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。
  - ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については NTT 東西の契約約款 に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。

#### 2 料金額

#### 【コムシス光電話 S /コムシス光電話 S (オプ得)/コムシス光電話オフィス S 】

	区分(国内通話)	東日本エリア	西日本エリア
	加入電話、INS ネット、コムシス光電話、NTT 東日本・西日本提供のひかり電話(法人向けひかり電話含む)への通話*1		/3分 / 円/3分)
音声	携帯電話への通話	14.0円 (税込 1 秒)	∕60秒 5.4円/60

	0501D === - 12-7	14_E	0.0 = .0.0
	050IP 電話への通話	· 株式会社 STNet	9.2円/3分
		· 株式会社 Qtnet	(税込 10.12 円/3
		・株式会社オプテージ	分)
		・ソフトバンク株式会社	
		・中部テレコミュニケーショ	
		ン株式会社	
		・株式会社トークネット	
		・楽天モバイル株式会社	
		・株式会社エネコム	
		・エヌ・ティ・ティ・コミュ	
		ニケーションズ株式会社	
		· 株式会社 NTT ドコモ	
		· KDDI 株式会社	
		ZIP Telecom 株式会社	
		・アルテリア・ネットワーク	
		ス株式会社	
		・Colt テクノロジーサービ	
		ス株式会社	
		・株式会社アイ・ピー・エス	
		・株式会社コムスクエア	
		・株式会社ハイスタンダード	
	PHS への通話	区域内	9.0円/60秒
			(税込 9.9円/60秒)
		∼160km	9.0円/45秒
			(税込9.9円/45秒)
		160km 超	9.0円/36秒
			(税込9.9円/36秒)
		上記の通信料金のほかに通信 1 回ご	
		٤	円)
020 番号向け	020で始まる番号への通信		13.1円/ 13.1円
通信等*2			45 秒(税 / 40 秒
			込 14. 41 (税込 円/45 秒)
			14.41
			/40 秒)
		上記の通信料金のほかに通信 1 回ご	35 円(税込 38.5
		ځ	円)
データコネク		利用帯域:64Kbps まで	0.9円/30秒
<b> </b>			
L	<u> </u>		

*3*4*5	データコネクト対応機器 からデータコネクト対応 機器へのデータ通信		(税込 秒)	0. 99	円 /30
		利用帯域:64Kbps 超~512Kbps まで	1.3 円	30	秒
			(税込 秒)	1.43	円 /30
		利用帯域:512Kbps 超~1Mbps まで	1.8円	30	秒
			(税込 秒)	1. 98	円 /30
テレビ電話	テレビ電話対応機器から	利用帯域:2.6Mbps まで	13. 1	円/3	分
	テレビ電話対応機器への   テレビ電話通信 		(税込 分)	14. 41	円 /3
その他*5	上記以外の通信	利用帯域:2.6Mbps 超	87. 5	円/3	分
	(音声・データ接続通		(税 込	96. 25	円 /3
	信・テレビ電話を複数同 時利用した場合等)		分)		
国際通信衛星 通信	第1表第2—2	国際通信の取扱い地域及び国際通信料	  全に定め	る	

- ※1 携帯電話への通話などは対象外となります。
- ※2 東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービスへの通信が対象です。
- ※3 利用帯域の合計に対して適用します。
- ※4 データコネクトを複数同時利用した場合、合計利用帯域が 1Mbps 超~2.6Mbps までは 13.1 円/3 分 (税込 14.41 円/3 分)、2.6Mbps 超は 87.5 円/3 分 (税込 96.25 円/3 分) となります。
- ※5 「フレッツ 光ネクスト」「フレッツ 光ライトプラス」「フレッツ 光ライト」のいずれかでご利用のひかり電話でお使いいただくことができます。

## 【コムシス光電話オフィスプロ】

	区分					西日本エリア
		同一契約者グループへの通話★	-1		無米	14★2
		加入電話、INS ネット、 コムシス光電話、NTT 東 日	プラン 1	県内通話⋆₃		/3分 5.83 円/3
音声	声			県間通話⋆₃		/3分 9.68 円/3
	本・西日本提供のひかり 電話(法人向けひかり電 話含む)への通話	プラン2	全国一律	7.0円(税込7.	/3 分 7円/3分)	

	携帯電話への通話		14 円/60 秒 (税込 15. 4 円/60 秒)
	050IP 電話への通話	・株式会社 Qtnet ・株式会社 Qtnet ・株式会社 ででは、 ・株式会社 ででは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9.2円/3分 (税込10.12円/3分)
		区域内	9.0円/60秒 (税込 9.9円/60秒)
	PHS への通話	~160km	9.0円/45秒 (税込 9.9円/45秒)
		160km 超	9.0円/36秒 (税込 9.9円/36秒)
		上記の通信料金のほかに通信1回ごと	9円(税込9.9円)
020 番号 向け通信等 * <sup>4</sup>	020 で始まる番号への通信		13.1 円/45     13.1 円/40       秒 (税込     秒 (税込       14.41 円     14.41 円       /45 秒)     /40 秒)

		上記の通信料金のほかに通信1回ごと	35 円 (税込 38.5 円)
	データコネクト対応機器	利用帯域:64Kbps まで	1.3 円/30 秒 (税込 1.43 円/30 秒)
データコネク ト*5 *6	から データコネクト対応機器 への	利用帯域:64Kbps 超~512Kbps まで	1.3 円/30 秒 (税込 1.43 円/30 秒)
データ通信	データ通信	利用帯域:512Kbps 超~1Mbps まで	1.8円/30秒 (税込1.98円/30 秒)
テレビ電話	テレビ電話対応機器から テレビ電話対応機器への テレビ電話による通信*8	利用帯域:2.6Mbps まで	13.1 円/3 分 (税込 14.41 円/3 分)
その他*5	上記以外の通信*。(音 声・データ接続通信・テ レビ電話を複数同時利用 した場合 等)	利用帯域:2.6Mbps 超	87.5 円/3 分 (税込 96.25 円/3 分)
国際通信衛星通信	第 1 表第 2 一 2	国際通信の取扱い地域及び国際通信料金	会に定める

- ★1 ご利用には、事前にグループ登録のお申し込みが必要です (同一契約者名義の回線に限ります)。
- ★2 NTT 東日本営業エリア内、またはNTT西日本営業エリアの同一契約者グループ間の標準音声通話、高音質電話による通話を対象とします。
- ★3 上記「県内」とは、平成 11 年郵政省令第 24 号 (平成 11 年 7 月 1 日施行) によって定められた区域内のことを言います。また、「県間」とは、当該区域をまたがることを言います (実際の行政区分とは異なる場合があります)。
- ★4 東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービス (無線呼出し) への通信が対象です。
- ★5 利用帯域の合計に対して適用します。
- ★6 データコネクトを複数同時利用した場合、合計利用帯域が 1Mbps 超~2.6Mbps までは 13.1 円/3 分 (税込 14.41 円/3 分)、2.6Mbps 超は 87.5 円/3 分 (税込 96.25 円/3 分) となります。
- ★7 国際通話については、世界 200 以上の国・地域への通話が可能です。国際通話料金には消費税はかかりません。
- ★8 同一契約者グループ内無料の対象になりません。

通話料は、発信者側の事業者により異なります。

# 第2-2 国際通信の取扱い地域及び国際通信料金

# 1 適用及び料金額

国際通信料金は課税対象外です。

# ア行

着信先の地域	国番号	通話料(1 分ご と)
アイスランド共和国	354	70 円
アイルランド	353	20 円
アゼルバイジャン共和国	994	70 円
アセンション島	247	250 円
アゾレス諸島	351	35 円
アフガニスタン・イスラム共和国	93	160 円
アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)	1	9 円
アラブ首長国連邦	971	50円
アルジェリア民主人民共和国	213	127 円
アルゼンチン共和国	54	50 円
アルバ	297	80 円
アルバニア共和国	355	120 円
アルメニア共和国	374	202 円
アンギラ	1–264	80 円
アンゴラ共和国	244	45 円
アンティグア・バーブーダ	1–268	80 円
アンドラ公国	376	41 円
イエメン共和国	967	140 円
イギリス(グレート・ブリテン及び北アイルラン ド連合王国)	44	20 円
イスラエル国	972	30円
イタリア共和国	39	20 円
イラク共和国	964	225 円
イラン・イスラム共和国	98	80 円
インド	91	80 円
インドネシア共和国	62	45 円
ウガンダ共和国	256	50 円
ウクライナ	380	50円

ウズベキスタン共和国	998	100円
ウルグアイ東方共和国	598	60 円
英領バージン諸島	1-284	55円
エクアドル共和国	593	60 円
エジプト・アラブ共和国	20	75 円
エストニア共和国	372	80 円
エスワティニ王国	268	45 円
エチオピア連邦民主共和国	251	150円
エリトリア国	291	125 円
エルサルバドル共和国	503	60 円
オーストラリア連邦	61	20 円
オーストリア共和国	43	30 円
オマーン国	968	80 円
オランダ王国	31	20 円
オランダ領アンティール	599、1-721	70 円

# 力行

着信先の地域	国番号	通話料 (1 分ご と)
ガーナ共和国	233	70 円
カーボヴェルデ共和国	238	75 円
ガイアナ共和国	592	80 円
カザフスタン共和国	7	70 円
カタール国	974	112円
カナダ	1	10 円
カナリア諸島	34	30 円
ガボン共和国	241	70 円
カメルーン共和国	237	80 円
ガンビア共和国	220	115 円
カンボジア王国	855	90 円
ギニアビサウ共和国	245	250 円
ギニア共和国	224	70 円
キプロス共和国	357	45 円
キューバ共和国	53	112円

ギリシャ共和国	30	35 円
キリバス共和国	686	155 円
キルギス共和国	996	140 円
グアテマラ共和国	502	50 円
グアドループ島	590	75 円
グアム	1-671	20 円
クウェート国	965	80 円
クック諸島	682	155 円
グリーンランド	299	91 円
クリスマス島	61	20 円
グレナダ	1-473	80 円
クロアチア共和国	385	101 円
ケイマン諸島	1-345	70 円
ケニア共和国	254	75 円
コートジボワール共和国	225	80 円
ココス・キーリング諸島	61	20 円
コスタリカ共和国	506	35 円
コソボ共和国	383	120円
コモロ連合	269	80 円
コロンビア共和国	57	45 円
コンゴ共和国	242	150円
コンゴ民主共和国	243	75 円

# サ行

着信先の地域	国番号	通話料(1 分ご と)
サイパン	1-670	30 円
サウジアラビア王国	966	80 円
サモア独立国	685	80 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	239	200 円
ザンビア共和国	260	70 円
サンピエール島・ミクロン島	508	50 円
サンマリノ共和国	378	60 円
シエラレオネ共和国	232	175 円

ジブチ共和国	253	125 円
ジブラルタル	350	90 円
ジャマイカ	1-876	75 円
ジョージア	995	101円
シリア・アラブ共和国	963	110円
シンガポール共和国	65	30 円
ジンパブエ共和国	263	70 円
スイス連邦	41	40 円
スウェーデン王国	46	20 円
スーダン共和国	249	125 円
スペイン	34	30 円
スペイン領北アフリカ	34	30円
スリナム共和国	597	80 円
スリランカ民主社会主義共和国	94	75 円
スロバキア共和国	421	45 円
スロベニア共和国	386	100円
赤道ギニア共和国	240	120 円
セネガル共和国	221	125 円
セルビア共和国	381	120 円
セントクリストファー・ネービス連邦	1-869	79 円
セントビンセント及びグレナディーン諸島	1–784	80 円
セントヘレナ島	290	250 円
セントルシア	1–758	80 円
ソマリア民主共和国	252	125 円
ソロモン諸島	677	159 円

# タ行

着信先の地域	国番号	通話料 (1分ご と)
タークス・カイコス諸島	1-649	80 円
タイ王国	66	45 円
大韓民国	82	30 円
台湾	886	30 円
タジキスタン共和国	992	60 円

タンザニア連合共和国	255	80 円
チェコ共和国	420	45 円
チャド共和国	235	250 円
中央アフリカ共和国	236	127円
中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)	86	30円
チュニジア共和国	216	70 円
朝鮮民主主義人民共和国	850	129 円
チリ共和国	56	35 円
ツバル	688	120 円
デンマーク王国	45	30円
ドイツ連邦共和国	49	20 円
トーゴ共和国	228	110円
トケラウ諸島	690	159 円
ドミニカ共和国	1-809、1-829、 1-849	35 円
ドミニカ国	1-767	112円
トリニダード・トバゴ共和国	1-868	55 円
トルクメニスタン	993	110円
トルコ共和国	90	45 円
トンガ王国	676	105 円

# ナ行

着信先の地域	国番号	通話料(1分ご と)
ナイジェリア連邦共和国	234	80 円
ナウル共和国	674	110円
ナミビア共和国	264	80 円
ニウエ	683	159 円
ニカラグア共和国	505	55 円
ニジェール共和国	227	70 円
ニューカレドニア	687	100円
ニュージーランド	64	25 円
ネパール連邦民主共和国	977	106 円
ノーフォーク島	672	79 円

# ハ行

着信先の地域	国番号	通話料(1 分ご と)
パーレーン王国	973	80 円
ハイチ共和国	509	75 円
パキスタン・イスラム共和国	92	70 円
パチカン市国	39	20 円
パナマ共和国	507	55 円
パヌアツ共和国	678	159 円
パハマ国	1-242	35 円
パプアニューギニア独立国	675	50 円
バミューダ諸島	1-441	50円
パラオ共和国	680	100円
パラグアイ共和国	595	60 円
パルパドス	1-246	75 円
ハワイ	1	9 円
ハンガリー共和国	36	35 円
バングラデシュ人民共和国	880	70 円
東ティモール民主共和国	670	126 円
フィジー共和国	679	50 円
フィリピン共和国	63	35 円
フィンランド共和国	358	30 円
ブータン王国	975	70 円
プエルトリコ	1-787、1-939	40 円
フェロー諸島	298	75 円
フォークランド諸島	500	190 円
ブラジル連邦共和国	55	30円
フランス共和国	33	20 円
フランス領ギアナ	594	50 円
フランス領ポリネシア	689	50円
ブルガリア共和国	359	80 円
ブルキナファソ	226	80 円

ブルネイ・ダルサラーム国	673	62 円
ブルンジ共和国	257	70 円
米領サモア	1-684	50円
米領バージン諸島	1-340	20 円
ベトナム社会主義共和国	84	85 円
ベナン共和国	229	80 円
ベネズエラ・ボリバル共和国	58	50円
ベラルーシ共和国	375	80 円
ベリーズ	501	55円
ペルー共和国	51	55円
ベルギー王国	32	20 円
ポーランド共和国	48	40 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	60 円
ボツワナ共和国	267	75 円
ボリビア多民族国	591	55円
ポルトガル共和国	351	35 円
香港	852	30 円
ホンジュラス共和国	504	65 円

# マ行

着信先の地域	国番号	通話料(1 分ご と)
マーシャル諸島共和国	692	110円
マイヨット島	262	150 円
マカオ	853	55 円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	389	80 円
マダガスカル共和国	261	160 円
マディラ諸島	351	35 円
マラウイ共和国	265	127 円
マリ共和国	223	55 円
マルタ共和国	356	70 円
マルチニーク島	596	55 円
マレーシア	60	30 円
ミクロネシア連邦	691	79 円

南アフリカ共和国	27	75 円
南スーダン共和国	211	125 円
ミャンマー連邦共和国	95	90 円
メキシコ合衆国	52	35 円
モーリシャス共和国	230	70 円
モーリタニア・イスラム共和国	222	80 円
モザンビーク共和国	258	127 円
モナコ公国	377	25 円
モルディブ共和国	960	105 円
モルドバ共和国	373	101 円
モロッコ王国	212	70 円
モンゴル国	976	60 円
モンセラット	1-664	112 円
モンテネグロ	382	120 円
ヤ行		
• • •		
着信先の地域	国番号	通話料(1 分ご と)
	<b>国番号</b> 962	
着信先の地域		٤)
着信先の地域		٤)
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国		٤)
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行	962	と) 110円 通話料(1分ご
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域	962 <b>国番号</b>	と) 110円 <b>通話料(1分ご</b> と)
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国	962 <b>国番号</b> 856	と) 110円 <b>通話料(1分ご</b> と) 105円
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国	962 <b>国番号</b> 856 371	と) 110円 <b>通話料(1分ご</b> と) 105円 90円
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国	962 <b>国番号</b> 856 371 370	と) 110円 通話料(1分ごと) 105円 90円 60円
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 リビア	962 <b>国番号</b> 856 371 370 218	と) 110円 通話料(1分ごと) 105円 90円 60円 70円
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 リビア リヒテンシュタイン公国	962 <b>国番号</b> 856 371 370 218 423	と) 110円 通話料(1分ごと) 105円 90円 60円 70円 30円
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 リビア リヒテンシュタイン公国 リベリア共和国	962 <b>国番号</b> 856 371 370 218 423 231	と) 110円 通話料(1分ごと) 105円 90円 60円 70円 30円 75円
着信先の地域 ヨルダン・ハシェミット王国 ラ行 着信先の地域 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 リビア リヒテンシュタイン公国 リベリア共和国 ルーマニア	<b>国番号</b> 856 371 370 218 423 231 40	と) 110円 通話料(1分ごと) 105円 90円 60円 70円 30円 75円 60円

レソト王国

レバノン共和国

70 円

112円

266

961

レユニオン	262	70 円
ロシア	7	45 円

## 衛星電話 - 衛星携帯電話

着信先の地域	海域番号	通話料(1 分ご と)
インマルサット-フリート	870	209 円
インマルサット-BGAN/FBB	870	209 円
インマルサット-BGAN-HSD/FBB-HSD	870	700 円
インマルサット-エアロ	870	700 円
インマルサット-F-HSD	870	700 円
イリジウム	881-6、881-7	250 円
スラーヤ	882-16	175 円

# 第3 手続き等に関する料金 第3-

1 手続きに関する料金

# 1 適用

料金種別	内容		
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを 要する料金		
その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき に支払いを要する料金		

# 2 料金額

料金種別	単位	料金
譲渡承認手数料	譲渡1契約ごとに	別途当社が定める
その他の手数料		別途当社が定める

# 第3-2 重複掲載料

## 1 適用

料金種別	内容
重複掲載料	NTT 東西が発行する「タウンページ」及び「ハローページ」に契約者 回線番号を重複掲載する場合に支払いを要する料金

# 2 料金額

料金種別	請求	単位	料金(税込)
重複掲載料	NTT 東西の電話帳発行の 都度	1掲載ごとに	500 円(税込 550 円)

## 第3-3 番号案内料

#### 1 適用

料金種別	内容
番号案内料	番号案内(名称と住所から電話番号を案内するサービス)利用にあたり支払いを要する料金

※NTT 東西の発行する電話帳に掲載がないもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、電話番号をご案内できません。

- ※一度に複数のお問い合わせをされる場合、ご案内した1電話番号ごとに1案内としてカウントします。
- ※電話番号をご案内できなかったお問い合わせは、無料となります。

## 2 料金額

= 11 = 15				
料金種別	⋸分			料金
番号案内料	昼間・夜間	月に1案内の場合		60 円
	(午前8時~午後11時)			(税込 66 円) /案内
		月に2案内	1 案内分	60 円
		以上の場合		(税込 66 円) /案内
			1 案内を超え	90 円
			る部分	(税込 99 円)/案
				内
	深夜・早朝			150 円
	(午後11時~午前8時)			(税込 165 円)
				/案内

# 第2表 工事費 第

## 1 工事費

1 適用及び料金額

【コムシス光電話S/コムシス光電話S(オプ得)】

「コムノハルト	【コムシス光電話S/コムシス光電話S(オフ得)】				
区分		単位	東日本エリ 西日本エリア ア		
	交換機等工事のみの場合		1工事ごと	2,000円(税込2,200円)	
基本工事費	NTT 東日本・ て機器工事で	NTT 西日本がお伺いし を行う場合	) 1工事ごと	7,500円(税込8,250円)	
				1,000円(税込1,100円)	
	基本機能	テレビ電話・高音質 電話・ データ接続通信	1 利用回線ごと	無料	
	コムシス光電	電話S(オプ得)	1利用回線ごと	1,000円(税込1,100円)	
		追加番号機能	1追加番号ごと	700円(税込 770円)	
		複数チャネル	1利用回線ごと	1,000円(税込1,100円)	
		発信者電話番号表示	1利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100円))	
		発信者電話番号通知 リクエスト	1 利用回線ごと	1,000円(税込1,100円)	
		通話中着信サービス	1利用回線ごと	1,000円(税込1,100円)	
交換機等工事		転送電話サービス	1番号ごと	1,000円(税込1,100円)	
費		迷惑電話お断り	1利用回線又は1番号ごと	1,000円 (税込1,100円)	
		着信お知らせメール	1番号ごと	1,000円(税込1,100円)	
		FAX お知らせメール	1番号ごと	1,000円(税込1,100円)	
		着信課金 プション 機能 の利用開始	1 着信課金番・オ 号ごと/1 着 機能 信課金番号に 治又 つき1オプシ 変更 ョン機能ごと	1,000円(税込1,100円)	
		#ダイヤル	#ダイヤル番号 ごと	1,000円(税込1,100円)	
	同番移行		1番号ごと	2,000円(税込2,200円)	
	発信電話番号	号通知の変更	1番号ごと	700円(税込 770円)	

機器工事費	設置費	1装置ごと	1,500円(税込1,650円)
(ホームゲー トウェイ)	設定費	1装置ごと	1,000円(税込1,100円)

- ※お客様宅内での工事費(基本工事費 4,950円(税込 4,950円)、時刻指定工事費は除きます。)の合計額が29,000円(税込 31,900円)を超える場合は29,000円(税込 31,900円)までごとに、「加算額:3,500円(税込 3,850円)」が発生いたします。
- ※コムシス光サービスと同時工事の場合は、基本工事費は不要となります。

## 【コムシス光電話オフィスS/コムシス光電話オフィスプロ】

【コムン人尤電話オフィスS/コムン人尤電話オフィスフロ】							
	区分		単位	東日本エリ 西日本エリア アア			
基本工事費	交換機等工事のみの場合		1工事ごと	2,000 円 (税込 2,200 円)			
	NTT 東日本・NTT 西日本がお伺いし て機器工事を行う場合		1工事ごと	7,500円 (税込 8,250円)			
交換機等工事費				1,000 円 (税込 1,100 円)			
	基本機能	テレビ電話・高音質 電話・ データ接続通信	1 利用回線ごと	無料			
	付加サービス	グループ通話 額 *3	1利用回線ごと	無料			
		追加番号機能	1追加番号ごと	700 円(税込 770 円)			
		複数チャネル *1 *4	1利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		一括転送 *1	1利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		故障·回復通知機能 *1	1 利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		ク゛ルーフ゜タ゛イヤリンク゛ *1 *2	1事業所番号ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		発信者電話番号表示 *4	1 利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		発信者電話番号通知 リクエスト *4	1 利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		通話中着信サービス	1利用回線ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			
		転送電話サービス*4	1番号ごと	1,000 円 (税込 1,100 円)			

1	1		1						
	迷惑電話お断り *3 *4		1利用回線又は1番号ごと		1, 000 円)	円(	税込	1, 100	
		着信お知らせメール *1 *4	1番号ごと		1,000円)	円(	税込	1, 100	
		FAX お知らせメール *3 *4			1,000円)	円(	税込	1, 100	
		着信課金機能	基 能プンの開はの本・シ機利始内変機 オョ能用又容更	1金ご着金にオョ能信号/課号きシ機と	円)				
		#ダイヤル *1 *4	1工事ご	٤	1, 000 円)				
	同番移行	電話番号通知の変更		1番号ごと		2,000円(税込 2,200円))			
	発信電話番号			1番号ごと		700円(税込 770円)			
機器工事費	ひかり電話オフィスタイプ対応機器 (4 チャネル用)		1装置ごと		8,000円(税込8,800円))				
	ひかり電話オフィスタイプ対応機器 (8 チャネル用)		1装置ごと		9,500円(税込10,450円)				
		゙フィスタイプ対応機器 レ用∶オフィスプロのみ)	1装置ご	٤	16,000円)	(稅	拉込 1	17, 600	

※お客様宅内での工事費(基本工事費、時刻指定工事費は除きます。)の合計額が29,000円 (税込31,900円)を超える場合は29,000円(税込31,900円)までごとに、「加算額:

3,500円(税込3,850円)」が発生いたします

\*1:コムシス光電話オフィスプロと同時工事の場合、不要となります。

\*2:ご利用に当っては、GW 及び PBX・ビジネスホン等の工事費がかかります。

\*3:コムシス光電話オフィスプロの場合、不要となります。

\*4:コムシス光電話オフィスSと同時工事の場合、不要となります。

※コムシス光サービスと同時工事の場合は、基本工事費は不要となります。